

予防接種健康被害救済制度の実態調査

— 阪神間の自治体データを用いた分析[†] —

Survey Results of the Relief System for Injury to Health with Vaccination: An Analysis of Hanshin Area Municipal Data

安 岡 匡 也[‡]

If it is necessary to pay medical costs incurred because of adverse vaccine reactions, there exists the Relief System for Injury to Health with Vaccination to refund such medical expenses. However, in this relief system, it has been suggested that the time from application to certification it is too long. Therefore, the aim of this paper is to show the actual situation of the Relief System for Injury to Health with Vaccination by using municipal data gathered in the Hanshin area. Concretely, this paper shows how long it takes from application to certification, whether there is a difference in the number of days until certification among municipalities, what diseases require a shorter time to certification, and conversely, what diseases require a longer time to certification.

Masaya Yasuoka

JEL : I10, I38

キーワード : COVID-19、コロナ後遺症、コロナワクチン後遺症、予防接種健康被害救済制度

Keywords : COVID-19, long covid, long vax, relief system for injury to health with vaccination

[†] 本稿の作成に当たり、阪神間の自治体（芦屋市、尼崎市、伊丹市、猪名川町、川西市、三田市、宝塚市、西宮市）よりデータのご提供を頂いた。お忙しい所、ご協力頂き、感謝申し上げたい。なお、本稿の有り得べき誤謬は全て筆者の責に帰すものである。

[‡] 関西学院大学経済学部教授

1. はじめに

コロナウイルスに感染した後に長期的な体調不良に陥るコロナ後遺症、コロナワクチン接種により長期的な体調不良に陥るワクチン後遺症の医療および生活の問題についてはインタビュー調査をまとめたものとして安岡（2023）で示した¹。長期的な体調不良により、就労して収入を得ることができず、また傷病手当金などをはじめとする社会保障制度が十分機能おらず、生活を送ることが経済的にも厳しい状況が明らかとなった。加えて医療については、保険診療だけでなく、自由診療も受けることになるため医療費負担が大きく、そもそも適切な医療にかかれない、病院をたらい回しされる実態もまたインタビュー調査で明らかとなった。

しかし、ここでもう 1 つの問題についても取り上げたい。それは予防接種健康被害救済制度についてである。コロナワクチン接種により体調不良となり医療にかかる場合や亡くなってしまった場合には、この制度を利用して医療費の負担分が支払者本人に戻ってくる、亡くなってしまった場合は死亡一時金が給付されるという仕組みがある。しかしながら、この制度の問題点として挙げられるのは、この制度を利用するために申請してから認定がおりるまでの日数があまりにも長すぎるということである。この問題についてはここで示すまでもなく、多くのマスメディアなどで既に報道されていることである²。

本稿ではそのような実態について、データを用いて明らかにすることを目的とする。具体的には阪神間の自治体のデータを用いて、それぞれの自治体において申請から認定（または否認）までの日数はどのくらいかかっているのか、また、それぞれの自治体間において申請から認定までの日数に差はあるのか、認定疾患と認定までの日数に何か関係性があるのか、などを明らかにすることを目的とする。

-
- 1 本稿では、厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について」での説明を元にコロナ後遺症、厚生労働省「新型コロナワクチン Q & A」では遷延する症状（いわゆる後遺症）という説明を元にコロナワクチン後遺症という用語を用いるとする。
 - 2 例えば、朝日新聞「ワクチン被害救済制度、迅速さ課題 書類集め申請に 1 年半、さらに 1 年結果出ず」2023 年 11 月 22 日では、申請してから 1 年経っても結果が出ないというケースが示されている。

データは具体的に自治体の役所の窓口にて情報公開請求または作成依頼という形で入手をしたものである。データの分析結果から明らかになったこととして、自治体間での認定までの日数には差があること、また、特定の疾患については認定までの日数は短いものの、長い日数がかかるものについては様々な認定疾患が含まれており、特定の疾患だけが長いという特徴は見られなかった。

本稿の構成は次の通りである。2節は予防接種健康被害救済制度について説明をし、3節では具体的に阪神間の自治体データに基づいて、認定に関する説明を行う。4節はまとめである。補論にてデータに関する説明を行う。

2. 予防接種健康被害救済制度とは

ワクチン接種において副反応が出た場合、医療にかかることで発生した医療費などについては、予防接種健康被害救済制度を利用することで負担した医療費が本人に戻ってくる仕組みがある。また、医療費以外にも障害状態になれば障害年金、亡くなってしまった場合は死亡一時金が支給される（表1）³。

この予防接種健康被害救済制度の利用について、筆者の経験に基づいて説明したい。筆者の場合、新型コロナワクチン接種により体調不良となって医療にかかることとなった。この負担した医療費分の給付を受けたいと思い、予防接種健康被害救済制度の申請をした。

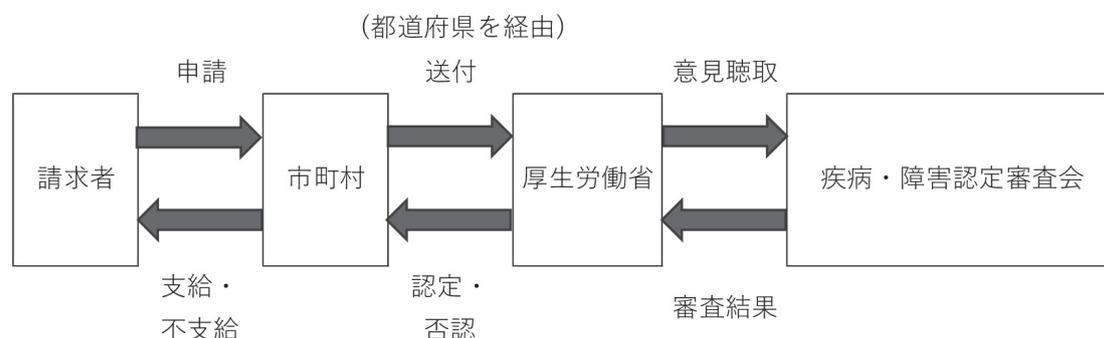
表1：予防接種健康被害救済制度の給付の種類⁴（出所：厚生労働省「予防接種健康被害救済制度について」）

	給付額
医療費	保険適用の医療に要した費用から、健康保険等による給付の額を除いた自己負担分、及び入院時食事療養費標準負担額等。
障害年金（年額）	1級 5,340,000 円 2級 4,272,000 円 3級 3,202,800 円
死亡一時金	46,700,000 円

3 厚生労働省「予防接種健康被害救済制度について」参照。

4 表に示された以外の給付も存在する。また、表の金額はA類であり、B類では障害年金などの金額が異なる。また、障害年金はいわゆる公的年金制度の障害年金とは別の制度である。

図 1：健康被害救済制度の申請から認定まで（出所：厚生労働省「予防接種健康被害救済制度について」）



まず、図 1 が示すように、この制度の申請の窓口は市町村である。ホームページから連絡先を探して、市の担当に連絡をし、健康被害救済制度の申請をしたい旨の連絡をした。しばらくすると、郵送物が家に送られてきた。その封を開けてみると、申請に必要な書類が示されていた。申請に必要な書類はいくつかあるが、その中で以下の 2 つについて説明したい。

- ・診療録（カルテ）
- ・受診証明書

これらの書類について、病院（または薬局）に行って書類の用意を依頼するが、いくつかのハードルがある。まず、これらの書類の発行手数料は自己負担である。発行手数料は病院、薬局によって金額の差がある⁵。次に、発行をお願いしてもすぐに交付を受けられるものではなく、病院によっては数か月かかる場合もある。そして、当事者自身にとって、これらの書類を集めることは体

5 発行手数料の自己負担軽減の仕組みとしては、例えば、泉大津市の取り組みがある。泉大津市「新型コロナワクチン健康被害支援金と健康被害救済制度について」によると、「国の予防接種後健康被害救済制度で請求した、健康保険等による支給額を除いた医療費（自己負担分）およびその申請に係る文書費用や選定療養費（自費）の 4 分の 3 に相当する額」を支給する仕組みである。また、同じ取り組みとして名古屋市にも同様の仕組みが存在する。詳しくは名古屋市「新型コロナワクチンの健康被害救済制度について」を参照。

力的にかなり辛いこともハードルとして挙げられる。さらに、健康被害救済制度における医療費の給付対象は保険診療に限られるのである。筆者の場合、最終的に12の病院、薬局の診療録、受診証明書（薬局は受診証明書のみ）を集め、市の窓口に出した。現在、市の窓口に出された筆者の申請書類は市の調査委員会を経て、県を通じて国に提出され、審議を待っている、審議を受けているまたは審議を受けた状態である。

なお、この救済制度とは別に「医薬品副作用被害救済制度による救済」という仕組みがある⁶。医薬品などの使用によって健康被害が出て、医療費などがかった場合はこの医薬品副作用被害救済制度を利用して負担した医療費の請求をすることができる。では今回のコロナワクチン接種の場合の制度の利用の際は、なぜ「予防接種健康被害救済制度」の利用であって、「医薬品副作用被害救済制度」の利用ではないのか。「医薬品副作用被害救済制度」では「予防接種法に基づく予防接種を受けたことによるものである場合」については救済の対象外とされており、この場合は別の公的な救済制度を利用することと示されている。

なお、ここで予防接種法に基づく予防接種とは何かについて説明しておく⁷。ファイザーの資料に基づく、定期接種と臨時接種は「予防接種法」に基づき国や自治体が主体となって行う接種、一方で、任意接種は希望者が任意で行う接種と説明されている。そして、臨時接種とは、まん延予防上緊急の必要性があると認める際、都道府県又は市町村が行う臨時の接種であり、今回の新型コロナウイルスワクチンは臨時接種に該当と説明されている。厚生労働省の資料では以下のような説明がある⁸。予防接種健康被害救済制度とは、予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときに市町村により給付が行われるというものである。新型コロナウイルス接種による健康被害が予防接種健康

6 独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）「医薬品副作用被害救済制度に関する業務」参照。

7 以下、ファイザー株式会社「ワクチンを学ぶQ&A」参照。

8 厚生労働省「予防接種健康被害救済制度について」参照。

表 2：予防接種健康被害救済制度と医薬品副作用被害救済制度の違い

接種の種類	適用される制度
定期接種、臨時接種	予防接種健康被害救済制度
任意接種	医薬品副作用被害救済制度

被害救済制度の利用に該当する根拠となっている⁹。まとめたものが表 2 である。

なお、副反応疑い報告というものがあるが、これは医師が PMDA を通じて接種後の副反応があれば、報告することになっているが、接種された本人が副反応と言えども、副反応の報告は医師の判断に委ねられている¹⁰。実際、筆者自身が、接種医に対し、これはワクチン接種の副反応だからと副反応報告を依頼したが、筆者が診断された疾病名がファイザーの有害事象に記載されていないので副反応の報告のしようがないという回答であった。

ところが厚生労働省の資料では、筆者が診断された疾病名が副反応として記載されていたので、これを元に接種医に副反応報告をお願いできないか役所の窓口で相談した所、この厚生労働省の資料は 3 回目接種に関する副反応を示したものであって 2 回目接種のものではないということ、そして、やはり副反応報告は医師の判断によるものであるという回答であった¹¹。結果として、筆者の副反応については副反応報告として上げられていない¹²。実際、このような

9 今後、令和 6 年 4 月以降は定期接種と任意接種となり、任意接種の場合は PMDA による救済が適用される。詳しくは厚生労働省「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」参照。

10 予防接種法に基づく副反応報告については実際の報告窓口として担っている。厚生労働省「予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について（周知依頼）」参照。また、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）「予防接種法に関する報告の制度について」には「医師等が定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が一定の症状を呈していることを知った場合に、厚生労働省に報告しなければならない制度」との説明がある。

11 ファイザーの有害事象とは Public Health and Medical Professionals for Transparency “5.3.6 CUMULATIVE ANALYSIS OF POST-AUTHORIZATION ADVERSE EVENT REPORTS OF PF-07302048 (BNT162B2) RECEIVED THROUGH 28-FEB-2021” で示されており、厚生労働省の 3 回目接種の副反応については厚生労働省「mRNA ワクチン初回接種者に対する 3 回目接種後中間報告（9）」で示されている。

12 なお、独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）「患者副作用報告に関する Q&A」にもあるように、「患者の皆様からの医薬品副作用報告」とあるように、医療関係者からの副反応報告だけでなく、ワクチンによって副反応を起こした本人からの報告も可能ではある。

ケースは多いだろう。実際の副反応数は副反応報告数よりも多いと考えられる。

しかしながら、副反応報告されなかったとしても予防接種健康被害救済制度の申請は可能である。現に筆者自身、副反応報告はされていないものの、予防接種健康被害救済制度の申請は完了しており、結果待ちである。

3. 健康被害救済制度の申請から認定までの状況について

2023年11月の朝日新聞の記事によれば、予防接種健康被害救済制度の申請から1年待ってもまだ認定に至っていないケースがあることが示されている¹³。なお、この予防接種健康被害救済制度の申請のハードルの高さや認定までに時間がかかるなどの問題は以前から存在していたことを朝日新聞の記事は示している。新型コロナウイルスワクチンの健康被害審査状況について、厚生労働省の資料によれば、2024年3月11日時点で、これまでの進達受理件数10,486件、認定件数6,581件、否認件数1,317件、現在の保留件数35件と示されている。受理件数から認定・否認・保留の各件数を差し引けば、市町村を窓口に提出されたものが厚生労働省に届いたものの、未だ結果が出ていないものが2500件ほどあることとなる¹⁴。これほどの申請件数があり、認定に至るまでに時間がかかるのも、申請件数が多いということも理由の1つとして考えられる¹⁵。厚生労働省の資料にも「予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済するもの」と示されている¹⁶。しかしながら、迅速とは言えない状況が起きていると考えられる。

そこで、本稿では阪神間の自治体のデータを元にして申請から認定までどの

13 朝日新聞「ワクチン被害救済制度、迅速さ課題 書類集め申請に1年半、さらに1年結果出ず」2023年11月22日記事参照。

14 厚生労働省「疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会 新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第一部会 審議結果」参照。

15 サンテレビ NEWS「新型コロナワクチン健康被害 過去45年間全てのワクチン被害認定件数を超える」では予防接種健康被害救済制度の認定件数について説明されており、新型コロナワクチンが4098件に対し、過去45年間の全ワクチン累計が3522件と、過去45年間の全ワクチン累計を超えたことを示している。

16 厚生労働省「予防接種健康被害救済制度について」参照。

くらいの期間がかかっているか、また、どのような副反応であれば早く認定されるのか、逆に、認定に時間がかかるものはどのような副反応があるのかを調べてみることを通じて健康被害救済制度の実態の解明を試みた。

まず、阪神間の自治体とは西宮市、尼崎市、宝塚市、伊丹市、川西市、三田市、芦屋市、猪名川町の 8 つの自治体である。データについては情報公開請求または作成依頼という手続きを経て入手をすることができた。郵送でも対応可能ではあるが、筆者は、1 つの自治体を除いて、直接、役所に伺い、今回の調査研究の趣旨を説明し、データを入手した（表 3）。

表 3：阪神間の自治体の健康被害救済制度の申請状況について（筆者作成）

自治体名	人口に対する割合	申請から結果までの日数			申請から県までの日数	未決定
		平均値	標準偏差	中央値	平均値	最大経過日数
A	0.0085%	385.69	148.84	388.5	75.57	673
B	0.0126%	334.43	178.21	259	91.67	709
C	0.0140%	444.9	96.32	453.5	94.4	659
D	0.0136%	550.25	114.67	601	161.25	記載なし
E	0.0056%	360	248.19	338	91.75	記載なし
F	0.0129%	349.65	150.56	380.5	75.08	583
G	0.0123%	415.33	204.64	469	144.37	526
H	0.0107%	450.65	128.26	493	121.82	791
全体	0.0103%	405.67	163.38	439	100.74	791

ここでは、各自治体が特定されないような形で、自治体名を A～H とし、各自治体の人口や申請件数についても数を示しておらず、人口に対する割合という形で申請数の代わりとして示している。極端に低い自治体もあるものの、おおむね、0.01%、すなわち、1 万人に 1 人の割合で申請していることが分かる。因みに阪神間の 8 つの自治体の合計人口は 174 万 8,516 人、総申請件数は 180 件、人口に対する割合は 0.0103% である。

そして、次に「申請から結果までの日数」についてであるが、申請して認定、否認の結果が出たものについてどのくらい申請から結果が出るまでの日数がかかったのかを示している。平均値で見ると、早い所では 1 年を切る所もあるが、遅い所では 1 年半程度かかる所もある。市町村で申請されたものは市町村の調

査委員会を経て、県を通じて国に提出されるものであるが、この県に提出されるまでの日数について、自治体間で違いがあるのかについて調べてみた。

それが、「申請から県までの日数 平均値」で示されている。全ての自治体ではないが、この日数の平均値が100日未満である自治体であれば、申請から結果が出るまでの日数は短い傾向にあることが分かる。逆にこの日数の平均値が長い自治体では、申請から結果が出るまでの日数も長くかかる傾向にあることが分かる。従って、申請から結果が出るまでの日数を短くするためには、市町村から県への提出までにかかる日数を短くすることが1つの方法として考えられるだろう。

そして、未認定となっている申請について申請から日数がどのくらい経っているのかについても調べてみた。その結果として、最大800日近く経ってもまだ、認定、否認の結果が出ていないというケースもあることが分かった。1年どころか、2年以上経っても、申請結果が出ていないという状況である。

健康被害救済制度の申請状況についてさらに詳しく見てみよう。図2より、男女比については女性の方が多いことが分かる。そして、図3は年齢別の申請の割合を示したものであるが、50代が最も多い。なお、10代、20代について

図2：健康被害救済制度の申請数の男女比（筆者作成。ただし、伊丹市を除外。）

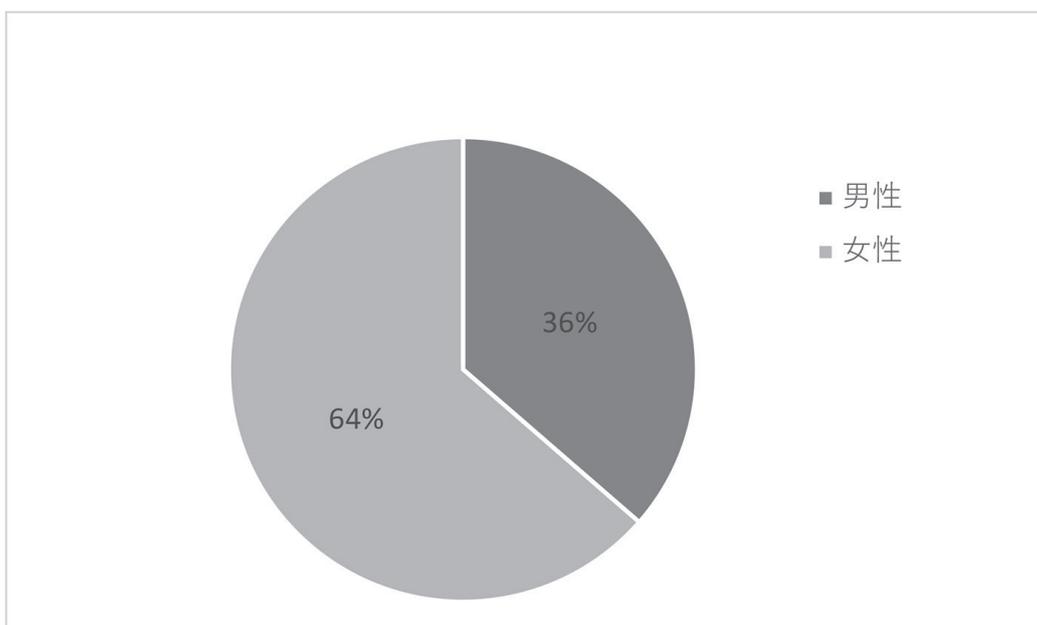
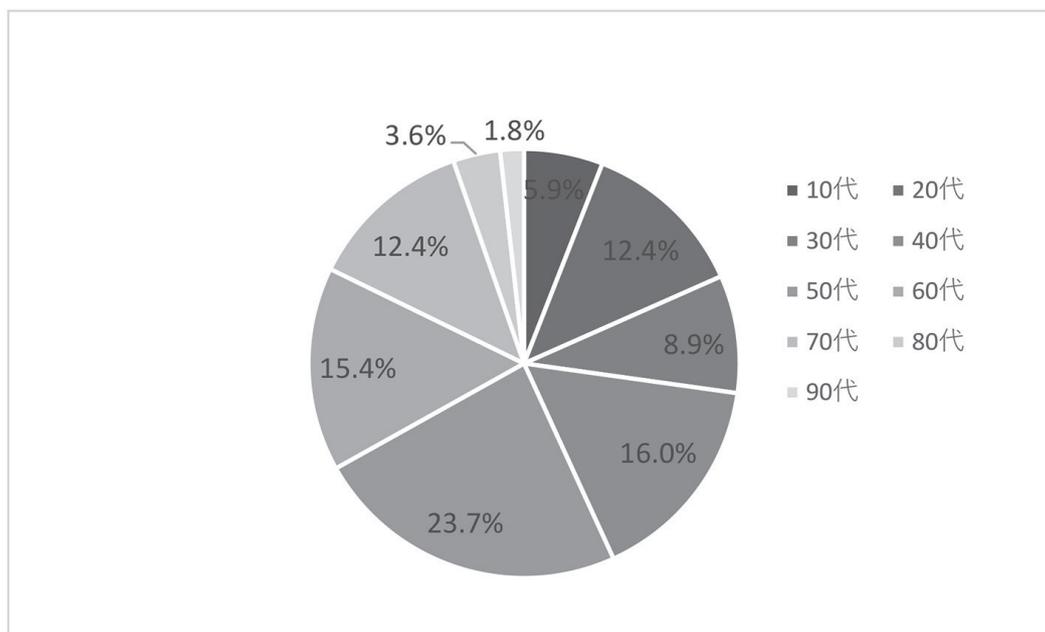


図 3：健康被害救済制度の申請数の年代別割合（筆者作成。ただし、伊丹市を除外。）



は接種率が 50 代に比べて低いにも関わらず、申請数の割合はそれなりの割合を占めており、20 代以下では副反応の件数が相対的に他の年齢より多いのかどうか、精査する必要があるだろう¹⁷。

図 4 を見ると、未決定の割合はおよそ 47% である。これは既に県を通じて国に進達されたものだけでなく、市で申請を受理して県を通じて国に進達されていないものも含んでいる。

17 NHK「新型コロナと感染症・医療情報」では年齢別の接種率について示しており、2 回目接種率については 12～19 歳：68%、20 代：80%、50 代：91% となっている。

図 4：健康被害救済制度の認定・否認・未決定の割合（筆者作成）

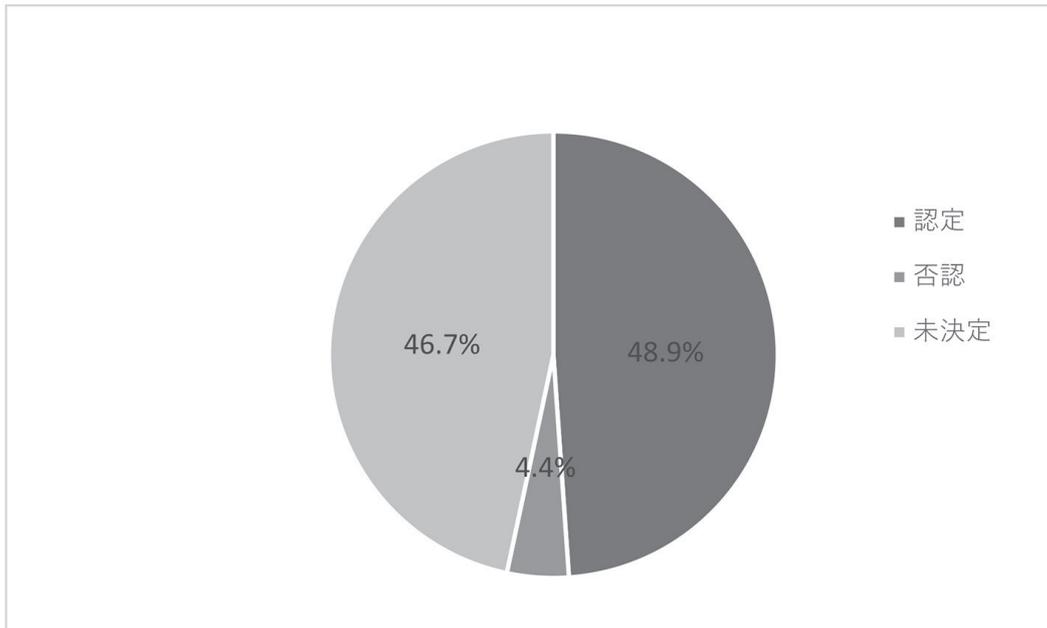


表 4：認定が早い疾患（筆者作成。ただし、宝塚市を除外。）

認定結果	申請から結果が出るまでにかかった日数	申請から県への提出にかかった日数	認定疾患
○	198	40	血管迷走神経反射
○	192	65	アナフィラキシー
○	179	36	アナフィラキシー
○	175	44	アナフィラキシー
○	154	32	アナフィラキシー
○	146	16	アナフィラキシー
○	137	32	アナフィラキシー様症状
○	126	25	アナフィラキシー
○	125	20	アナフィラキシー
○	119	15	アナフィラキシー
○	114	7	アナフィラキシー
○	104	12	アナフィラキシー
○	92	9	アナフィラキシー

表 4 は申請から認定まで 200 日以内の認定疾患について示したものである。アナフィラキシーは申請から認定までの結果が早い。しかし、全てのアナフィラキシーとは限らず、アナフィラキシーでも認定までの時間がかかるケースも

存在していることが情報公開請求によって入手したデータで明らかとなっている。また、申請から県への日数についても短いことが分かる。これは、健康被害救済制度については市の方で調査委員会を開いて、その結果、県を通じて国に進達するという手続きが一般的であるが、アナフィラキシーなど一部の疾患については調査委員会を開催せずに直接、県を通じて国に進達するからである。このようにアナフィラキシーについて認定が早いのは、国は当初よりアナフィラキシーなど一部の疾患については副反応を認めていたために、迅速な救済につながっているものと考えられる。

表 5：認定が遅い疾患（筆者作成。）

認定結果	申請から結果が出るまでにかかった日数	申請から県への提出にかかった日数	認定疾患
○	706	291	心肺停止、心タンポナーデ
×	673	165	
○	660	188	急性大動脈解離
○	648	297	肝機能障害
○	643	98	ネフローゼ症候群の再発
○	642	209	気管支喘息発作
○	633	100	慢性腎炎の憎悪
○	630	181	脳梗塞
×	625	102	
○	613	70	左被殻出血

表 5 が示すように、認定が遅い疾患については共通するものがなく、様々な認定疾患が含まれている。また、600 日以上経って否認という結果となっているケースもある。

4. まとめ

予防接種健康被害救済制度については申請から認定までに時間がかかることについては既に説明した。また、そもそも、予防接種健康被害救済制度はこれまでの予防接種ではあまりニュースなどの話題に上がることはなく、実態がよく分からない状況でもあった。そのような状況を踏まえ、本稿では阪神間の自

自治体のデータを通じて、予防接種健康被害救済制度について考察を行った。阪神間の予防接種健康被害救済制度の申請状況のデータを通じて明らかになったことは下記の内容である。

- ・自治体間で認定までの日数の平均値に差がある。
- ・アナフィラキシーなどの疾患については認定までの日数は短い。
- ・認定まで長い日数がかかる疾患については特に共通する要素はなく、その疾患は多岐に渡る。
- ・申請から2年以上待ってもまだ結果が出ないケースもある。また、1年半以上待って否認というケースも存在する。

健康被害救済制度は医療費などの給付を行う制度であるが、この認定に時間がかかってしまうと、接種により健康被害を受けた人の生活費などの問題は深刻となってしまう。認定までの日数を短縮できるような仕組みを早急に整える、または認定まで時間がかかるのであれば、先に医療費などを前渡しとして支給し、申請結果が出てから、清算する仕組みを導入することも1つの方法であると考えられるだろう。

補足：データについて

阪神間の自治体のデータについては、情報公開請求または作成依頼を通じて取得した。なお未決定最大日数の算出の際の基準日であるが、申請日から情報公開請求により書面を交付された日または書面の作成日としている。書面の作成日が示されている場合はその日、書面の作成日が示されていない場合は書面の交付日を基準としている。文中で示している申請数なども同様である。

以下は各自治体の人口データおよび基準日を示したものである。

芦屋市「芦屋の統計資料 人口資料」

<https://www.city.ashiya.lg.jp/bunsho/toukei/index.html>

書面交付日（2023年11月15日）を基準日

尼崎市「過去との比較」

https://www.city.amagasaki.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/034/165/23jinkou.pdf 書面交付日（2023 年 11 月 13 日）を基準日

伊丹市「伊丹市の統計 最新の伊丹市推計人口」

https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/SOMU/SSOMU/ITAMISI_TOKEI/index.html

書面交付日（2023 年 11 月 8 日）を基準日

なお、伊丹市については、

伊丹市「新型コロナワクチン接種について」

https://www.city.itami.lg.jp/SOSIKI/corona_wakutin_seibi/21626.html

より認定、否認などの状況が分かるため、この資料も活用した。

猪名川町「令和 5（西暦 2023）年度 猪名川町人口一覧表」

<https://www.town.inagawa.lg.jp/soshiki/seikatsu/jumin/chousei/toukei/jinkou/ichioran/1683008231575.html> 書面交付日（2023 年 11 月 28 日）を基準日

川西市「令和 5 年 地区別年齢別人口集計表」

<https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/shiseijoho/jyoho/1014047/1014095/1017737.html>

作成日（2023 年 10 月 31 日）を基準日

宝塚市「たからづかし統計指標」

https://www.city.takarazuka.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/015/takarazukashitoukeisihyou2023.pdf

作成日（2023 年 11 月 30 日）を基準日

西宮市「推計人口・住民基本台帳人口（日本人及び外国人）・面積・人口動態」

<https://www.nishi.or.jp/shisei/tokei/jinko/jinko.html>

書面交付日（2023 年 10 月 19 日）を基準日

三田市「人口及び世帯数（令和5年度）」

https://www.city.sanda.lg.jp/soshiki/16/gyomu/gaiyo/tokei/zinko_setai/22382.html

書面交付日（2023年11月9日）を基準日

参考文献

朝日新聞「ワクチン被害救済制度、迅速さ課題 書類集め申請に1年半、さらに1年結果出ず」2023年11月22日記事

<https://www.asahi.com/articles/DA3S15798638.html>
(2024年1月1日参照)

泉大津市「新型コロナワクチン健康被害支援金と健康被害救済制度について」

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kenko/kenkodukuri/osirase/kennkoujyouhou/koronawakutinsessyu/9362.html>
(2023年12月28日参照)

厚生労働省「疾病・障害認定審査会 感染症・予防接種審査分科会 新型コロナウイルス感染症予防接種健康被害審査第一部会 審議結果」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/001223087.pdf>
(2024年3月12日参照)

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状（いわゆる後遺症）について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00402.html
(2024年3月12日参照)

厚生労働省「新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001182926.pdf>
(2024年1月3日参照)

厚生労働省「新型コロナワクチン Q & A」

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/0170.html> （2024年3月12日参照）

厚生労働省「予防接種健康被害救済制度について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_kenkouhigaikyusai.html

(2024 年 4 月 8 日参照)

厚生労働省「予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について（周知依頼）」

<https://www.pmda.go.jp/files/000265222.pdf>

(2023 年 12 月 31 日参照)

厚生労働省「mRNA ワクチン初回接種者に対する 3 回目接種後中間報告（9）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/10601000/001011553.pdf>

(2023 年 12 月 31 日参照)

サンテレビ NEWS「新型コロナワクチン健康被害 過去 45 年間全てのワクチン被害認定件数を超える」

<https://sun-tv.co.jp/suntvnews/news/2023/08/01/70449/>

(2023 年 12 月 31 日参照)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）「医薬品副作用被害救済制度に関する業務」

<https://www.pmda.go.jp/relief-services/adr-sufferers/0001.html>

(2023 年 12 月 29 日参照)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）「患者副作用報告に関する Q&A」

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/patients/0018.html>

(2024 年 1 月 3 日参照)

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構（PMDA）「予防接種法に関する報告の制度について」

<https://www.pmda.go.jp/safety/reports/hcp/prev-vacc-act/0003.html>

(2024 年 3 月 13 日参照)

名古屋市「新型コロナワクチンの健康被害救済制度について」

<https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000162370.html>

(2023 年 12 月 28 日参照)

ファイザー株式会社「ワクチンを学ぶ Q&A」

<https://www.pfizer Vaccines.jp/learn/faq/08>

(2023年12月29日参照)

安岡 匡也 (2023) 「コロナワクチン後遺症・コロナ後遺症の生活の状況：インタビュー調査を通じて」『経済学論究』第77号3巻, pp.1-19.

NHK 「新型コロナと感染症・医療情報」

<https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/vaccine/progress/>

(2024年1月4日参照)

Public Health and Medical Professionals for Transparency “5.3.6 CUMULATIVE ANALYSIS OF POST-AUTHORIZATION ADVERSE EVENT REPORTS OF PF-07302048 (BNT162B2) RECEIVED THROUGH 28-FEB-2021”

<https://phmpt.org/wp-content/uploads/2021/11/5.3.6-postmarketing-experience.pdf>

(2023年12月31日参照)